

市民協働のまちづくり

公募・提案型の補助金申請を受付

市では、自らの力で地域の課題を解決し、それぞれの特性や得意分野を活かした活力あるまちづくりに取り組むグループや団体を支援することを目的に、『韮崎市公募・提案型補助金』の申請を受け付けています。皆さんの口ごとの思いやアイデアを行動に移しながら、美しく、人・地域が輝く『夢と感動のテーマシティ・にらさき』の実現を目指す、協働によるまちづくりにチャレンジしてみませんか。

皆さんからの多数の提案をお待ちしています。

■補助対象となる団体等

市内に活動の拠点を有し、5名以上で構成される団体やグループ等で、その過半数が市内に在住、勤務または在学している団体等。

■補助対象事業

市民団体やグループ等が自主的に取り組む事業のうち、その事業（活動）が市民福祉の向上及び地域社会の発展などに寄与する事業。

※施設の建設等を目的とするものや国・県・市または市関連団体からの補助金、助成金の交付を受けている事業は除く。

■補助の内容

・1団体当たり50万円を限度（補助対象経費の1/2以内）

■事業実施期間

交付決定の日から平成26年3月31日まで

■審査と交付決定

申請書等を受領後、市において審査を行い、可否及び交付金額等を決定します。また、内容の審査にあたり、別途ヒアリングを実施する場合もあります。

まちなか市民会議に参加しませんか？

市では、平成25年3月に策定した「まちなか活性化計画（第2期）」に基づき、これからのまちづくりに関する各種施策に取り組んでいます。事業の実施には、熱意ある市民の皆さんとの協働が、まちなかに新たな賑わいを創り出す契機になると考えています。

つきましては、まちづくりに意欲を持った方々が参加する市民会議（意見交換会）を開催し、様々な知恵や異業種の方々の意見を施策に反映させていきたいと考えています。皆さんの手で活力あふれるまちづくりを実現しませんか？

お問い合わせ・お申し込み
〒407-18501
韮崎市水神1丁目3番1号
企画財政課企画推進担当
(内線3555357)
<http://www.city.nirasaki.lg.jp>

■日時・場所

毎月第1木曜日
19時～21時

■参加資格

- ① 韮崎市の活性化に興味のある方
- ② 異業種との連携（コラボレーション）に興味のある方
- ③ その他まちなかに意欲的な方

■申込方法 随時受付

指定用紙に必要事項を記入のうえ、商工観光課までお申し込みください。

■お問い合わせ

商工観光課商工労政担当
(内線215)
syokou@city.nirasaki.lg.jp

狩猟免許取得支援補助事業について

市では、農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲に従事する担い手を育成する目的で、狩猟免許を取得するために必要な経費について補助金を交付します。

■対象者

- ① 市内に住所を有し、狩猟免許を新たに取得した方
- ② 狩猟免許取得後、市内で活動する猟友会または団体に加入した方
- ③ 市税等の滞納がない方

■対象経費

- ① 狩猟免許申請手数料
- ② 狩猟免許試験予備講習会受講料（1回分のみ対象）

■申請方法

申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付して提出してください。

- ① 取得した狩猟免許証の写し
- ② 補助対象経費の領収書の写し
- ③ 猟友会または団体に加入していることを証する証明書の写し

■お問い合わせ・お申し込み

農林課農林振興担当
(内線2024)

「食」について考えてみませんか？

「第二次韮崎市食育推進計画」 ワーキングメンバー募集



6月は「食育月間」。毎月19日は「食育の日」です。食育は、「朝ごはんをきちんと食べる」、「韮崎や山梨県内で取れた食材や旬のものを使う」など、身近なことから取り組めます。まずは月に1度の食育の日には、家族や友人と楽しく食事をしてみましょう。

市では、平成21年3月に「韮崎市食育推進計画」を策定し、食育を推進してきました。今年度は、これまでの推進の評価・見直しを行い、「第二次韮崎市食育推進計画」を策定します。

策定にあたり、様々なご意見をいただくため、ワーキングメンバーを募集します。計画に対する率直なご意見をお聞かせください。

■対象

「食」を通じた子育てや健康づくりに関心のある20歳以上の市民

■任期

平成26年3月31日まで
会議は全3回程度

(平日の昼間に開催)

■募集人数

2人

■応募期限

6月14日(金)

■お問い合わせ

保健課健康増進担当

(保健福祉センター内)

☎2314310



それいけ！オレンジガール第10回

「グループホーム（認知症対応型共同生活介護施設）」 って聞いたことがありますか？

グループホームは、認知症の診断で介護認定要支援2以上と認定された方が共同生活を送る介護施設です。少人数の中で生活を送ることができ、そのため、個人に合ったケアが提供されやすいという特徴があります。また、部屋は個室で、一人の時間を持つこともできます。

認知症を抱える方は、集団生活を送ることが難しいこともありますが、必要な支援を受けながら、共同生活の中で自分の役割を見つけたり、家庭的な環境で穏やかに過ごせたりすることで、気持ち安定し、問題行動が落ち着くこともあります。

■地域との密着

地域と密着した施設であるということがグループホームのもう一つの特徴です。地域住民と交流したり、市と連携を図り、相互の会議へ出席したりしています。市内には2ヶ所のグループホームがあ

り、両施設の管理者の方には認知症支援ネットワーク協議会の委員としても、高齢者が安心して暮らせるまちづくりにご協力いただいております。

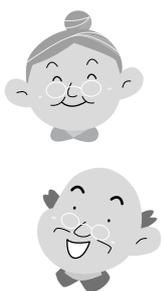
■施設管理者より

◇グループホーム武田の里

神山町北宮地8

☎23133377

認知症になっても住み慣れた韮崎市で元気に暮らしていきたいように、その人らしく自立した生活を送るための支援をさせていただいています。入居者の方は、お花見や夏祭り、クリスマス会などの季節に合わせたイベントや、ボランティアの方との交流会などで楽しい毎日をご過ごされます。



◇愛の家グループホーム
にらさき

竜岡町下條南割192-13
☎21122222

地域の特別な施設ではなく、「近所のおじいちゃん・おばあちゃん達がいとも楽しそうに暮らす、ちょっと大きなお家」という存在になるよう、日々取り組んでいます。認知症という病になつたことは、ご本人や家族にとつて大変なことであり、決して幸せなこととは言えないかもしれませんが、しかし、「認知症になつたから『愛の家』に出会えた」と、いつの日か思っていた、ただけるような場所を目指しています。

■お問い合わせ

もの忘れ相談センター

(保健福祉センター内)

☎2314464

